

現行計画の施策別実施状況等について

老人福祉専門分科会  
R5.9.1 資料 3

章	節	項目	事業名	担当課	施策の目的・内容	次期計画の記載内容				
						これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標		
1 生きがいづくりと健康づくりの推進	1 生きがいづくりと社会参加	1 生きがいづくりの促進	1 おでかけバスポート事業	高齢者活躍支援課	高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけバスポート」を発行し、市内一般路線バスを安価で乗車できるようにします。 【対象者】70歳以上の人	【実績数値】シート 111-1	○長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響により、バスに乗って外出する機会や生活習慣が損なわれています。 ○令和7年春に地域連携ICカードのシステムへの切り替えが予定されているため、円滑に移行できる仕組みを構築する必要があります。 ○持続可能な仕組みになるよう、地域連携ICカードへの切り替えに合わせた料金改定が必要となります。	○関係機関等と連携しバスの利用促進を図ります。 ○地域連携ICカードシステムの切り替えに合わせ、利用希望者に確実に新たなカードを交付するとともに、ICカードが使えないシステムや設備の更新期間にも混乱を招かないような仕組みづくりを目指します。 ○地域連携ICカードへの切り替えに合わせ新カード取得やバスへの乗車を促すキャンペーン等を実施し、新規利用者を確保するとともに、新型コロナウイルスにより失われた高齢者の外出機会の回復につなげます。		
			2 敬老事業	高齢者活躍支援課	長寿を祝福し、高齢者を敬い愛す心と、高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに、高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、「老人の日」に祝状等を贈呈します。	【実績数値】シート 111-2	○平均寿命の延伸や今後の高齢社会の進展を踏まえ、事業内容の見直しが必要です。	○高齢社会の進展や社会情勢に合わせた見直しを行いながら、引き続き事業を実施します。		
			3 老人福祉センター(愛称:かがやきひろば)運営事業	高齢者活躍支援課	高齢者の多様な要望に応えるため、生きがいづくりや健康づくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。 【対象者】市内在住の60歳以上の人、地域福祉に関する活動をする人	【実績数値】シート 111-3	○高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており、新規利用者のすそ野を広げるため、利用者のニーズに応じた多様な講座等を展開していく必要があります。 ○建物や設備の老朽化が進んでいる施設があります。公共施設マネジメント指針や個別施設計画を踏まえ、統廃合を含めた見直しを行う必要のある施設があります。 ○講座やグループ活動の場として、貸館や集会所機能が重複する施設があります。	○高齢者の生きがいづくりや自主活動のきっかけづくりのための講座を開催するとともに、健康づくり、介護予防や認知症予防などの講座の充実を図ります。 ○施設の適切な維持修繕を進めるとともに、公共施設マネジメント指針及び個別施設計画に基づき施設の統廃合を含めた見直しを検討します。 ○利用状況に応じた効率的な施設運営を行うため、類似施設との連携について検討します。		
			4 ふれあい交流ひろば(愛称:かがやきひろば)運営事業	高齢者活躍支援課	中山間地域等において、老人福祉センターの機能を有する施設として、保健福祉施設等の一部を「ふれあい交流ひろば」として整備を行い、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。 【対象者】市内在住の60歳以上の人、地域福祉に関する活動をする人	【実績数値】シート 111-4	○中山間地域に配置された高齢者の活動の場として、施設を運営していますが、利用者は減少しており、施設や設備の老朽化が進んでいます。 ○講座やグループ活動の場として、貸館や集会所機能が重複する施設があります。	○施設の適切な維持修繕を進めるとともに、公共施設マネジメント指針及び個別施設計画に基づき施設の統廃合を含めた見直しを検討します。 ○利用状況に応じた効率的な施設運営を行うため、類似施設との連携について検討します。		
			5 シニアアクティブルーム運営事業	高齢者活躍支援課	中心市街地での老人福祉センターの機能を持ち、高齢者の活動を支援する施設として、講座の開催、自主グループ活動の支援などを行い、高齢者福祉の向上を図ります。	【実績数値】シート 111-5	○長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響により、人が集まる場への参加意欲や外出自体への機会が低下しています。 ○拠点となっているもんぜんぶら座の今後の方針を見据えながら、中心市街地における生涯学習の拠点としてあり方を検討していく必要があります。	○利用者のニーズに応じた多様な講座の充実と自主グループ活動の促進を図り、新規利用者を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症により低下した高齢者の外出機会の回復につなげます。 ○中心市街地における生涯学習の拠点を確保し続けることにより、高齢者のまち中への外出機会を創出するとともに、世代間交流にもつながる拠点づくりを目指します。		
			6 老人憩の家(愛称:いこいの家)運営事業	高齢者活躍支援課	高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図ります。 【対象者】市内在住の60歳以上の人、障害者手帳等の所持者等	【実績数値】シート 111-6	○安価で利用しやすい入浴施設として、地域に根差した運営が行われていますが、利用者は減少しており、施設や設備の老朽化が進んでいます。 ○災害の危険のある場所に立地している施設があります。 ○講座やグループ活動等の場として、かがやきひろば等と機能が重複しています。	○施設の適切な維持修繕を進めるとともに、公共施設マネジメント指針及び個別施設計画に基づき施設の統廃合を含めた見直しを検討します。 ○社会情勢に合わせた利用料金の見直しを検討します。		
			7 健康麻将(まじやん)講座事業	高齢者活躍支援課	健康麻将は、「金をかけない」、「酒を飲まない」、「タバコを吸わない」の3点を守り、健康的な環境で楽しむ麻将です。日本健康麻将協会、信州大学と協働し初心者講座を開催し、生きがいづくりと介護予防の促進を図ります。	【実績数値】シート 111-7	○仲間との会話や交流を楽しみながら、指先を使い脳を活性化させる健康麻将は、高齢者の生きがいづくりと介護予防、外出機会の創出につながっています。 ○より多くの方が受講しやすいよう周知が必要です。	○生きがいづくりと介護予防の促進を図るため、引き続き事業を実施します。 ○高齢者の社会参加等のきっかけとなるよう市報やチラシにより積極的に周知を行い、受講者の増加を図ります。		
			8 温湯温泉湯へばれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業	観光振興課 高齢者活躍支援課	温湯温泉湯へばれあ内に、地域福祉の拠点となる老人福祉センターの機能を持つスペース「高齢者福祉ゾーン」を併設し、温泉を利用した心身の健康維持・増進を図ります。また、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場を提供し、高齢者福祉の向上を図ります。	【実績数値】シート 111-8	○長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響により、人が集まる場への参加意欲や外出自体への機会が低下しています。 ○利用者は減少しており、新規利用者のすそ野を広げるため利用者のニーズに応じた多様な講座等を実施していく必要があります。	○利用者のニーズに応じた多様な講座の充実と自主グループ活動の促進を図ることにより、新規利用者を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症により低下した高齢者の外出機会の回復につなげます。		
		2 活躍の場の拡充	1 老人クラブ活動促進事業	1 老人クラブ活動促進事業	高齢者活躍支援課	教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加や世代間交流などの老人クラブ活動を通じ、高齢者の生活を健やかに豊かものにするため、各単位老人クラブ及び長野市老人クラブ連合会に補助金を交付するとともに、活動促進のための情報提供を行います。	【実績数値】シート 112-1	○地域を基盤として生きがいや健康づくりを推進する自主的な組織として、高齢者相互の生活支援の観点からその役割が期待されていますが、新規加入者の減少や役員の高齢化により、クラブ数や会員数は減少傾向となっています。	○老人クラブ及び老人クラブ連合会との連携を深めるとともに、補助事業を継続し、活発に活動が行えるよう、両者を支援します。 ○広報誌等で老人クラブの活動事例の紹介等を行い、市民への老人クラブの関心拡大を図ります。	
				2 ながのシニアライフアカデミー(愛称:NaSLA)運営事業	高齢者活躍支援課	地域社会活動や健康の分野を中心に専門知識を習得し、地域の課題解決につながる実践的なマネジメント力を養います。学びを通じて健康やQOL(生活の質)の向上を生きがいにつなげ、社会で活躍できる人材を育成します。 【対象者】おおむね60歳以上の人	【実績数値】シート 112-2	○長野県立大学及び信州大学と連携し、「地域マネジメントコース」と「健康マネジメントコース」の2コースを実施しています。 ○社会情勢を考慮した特徴あるカリキュラムの構成についてニーズに応じ検討していく必要があります。 ○受講者や修了者が地域で活躍できるよう支援が必要です。	○長野県立大学及び信州大学と協議の上、高齢者のニーズに応えられる経験や知識を有した企業等と連携し、社会情勢を考慮し社会で活躍できる人材育成講座の提供に努めます。 ○受講生及び修了生が、自らの知識や技能を生かし地域で役立てられるよう地域活動の情報提供等を行います。	
				3 高齢者学習事業	家庭・地域学びの課	市立公民館・交流センターにおいて、様々な学習機会を通じて、共に活動する仲間との交流を深め、家庭や地域で自身の存在感を高める意欲、また自身の経験や能力を活かし、地域づくりへ積極的に関わる意欲を持てるようになることで生きがいや育むことを目的とした講座や、フレイル予防講座等を開催します。	【実績数値】シート 112-3	○学びの成果を高齢者自らの生きがいにつなげ、地域社会の活動等にも還元できる仕組みが必要です。	○高齢者の多様な学習要求に応えるため、市の高齢者施設との連携やオリジナルを活かした様々な学習機会の充実を図ります。 ○健康の保持・増進を意識した「フレイル予防」に関する事業や講座を実施します。	「高齢者学級開設事業」から事業名変更
				4 公民館における世代間交流事業	家庭・地域学びの課	市立公民館・交流センターで、様々な世代が一緒になって活動する体験活動を通して、連帯感や思いやりの心を育て、地域づくりをすすめていきます。	【実績数値】シート 112-4	○子どもの参加が増加するためには、世代間で交流できる事業の選定や、運営に係る工夫を行うとともに、学校や他の社会教育団体との連携や調整が必要です。	○様々な世代が関心を持てる交流事業や世代をこえて受け継ぎたいと感じられる体験活動を実施します。	
				5 保育所における世代間交流事業	保育・幼稚園課	地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児が高齢者福祉施設へ訪問したり、保育所・認定こども園に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、世代間のふれあい活動を行います。	【実績数値】シート 112-5	○交流が活発な園と未実施園があります。未実施の園については検討していく必要があります。	○今後も地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児の高齢者福祉施設等への訪問や保育所等に高齢者福祉施設等や地域の高齢者を招待するなど、各地域の特性を生かした世代間のふれあい活動を実施します。未実施の園には、世代間交流の実施を促します。	
				3 高齢者への就労支援	1 高齢者への就労支援	1 高齢者授産施設就労奨励金支給事業	高齢者活躍支援課	授産施設に就労する高齢者を支援します。 【対象者】授産施設に就労する60歳以上の人	【実績数値】シート 113-1	○授産施設に就労する高齢者に対し、通勤に要する交通費の一部を支援します。
		2 シルバー人材センター	商工労働課			公益社団法人長野シルバー人材センターの運営の補助を行います。高齢者が長年培った知識・経験・能力を有効に生かして働くことにより、高齢者の「生きがいの充実」「健康増進」「地域社会への貢献」を目指します。	【実績数値】シート 113-2	○人口減少に伴う労働力不足が懸念され、高齢者の就労への期待が高まっている中、企業の雇用延長、定年引上げなどの理由により60歳代の会員が減少する一方、75歳以上の会員の割合が増加傾向にあります。年齢の上昇により、就業を制限する会員が増えるなど、就業率の低下が懸念されます。生きがいの充実、健康の維持・増進のために、高齢者に働く機会を提供するシルバー人材センターの役割は益々重要となります。	○シルバー人材センターの普及啓発活動の充実、会員の増強、就業機会の拡大(特に派遣事業など)、安全・適正就業の徹底、自主自立組織の推進を支援します。 ○女性会員の募集を積極的に図るとともに、家事支援や育児分野など、女性会員に適した就業先の確保に努め、就業機会の拡大を図ります。	
		3 生涯現役促進地域連携事業	商工労働課・高齢者活躍支援課			市や商工・福祉団体等の関係機関で構成する長野市生涯現役促進協議会は、国からの委託を受けて、事業所や高齢者のニーズ調査、各種セミナーの開催や事業所訪問等の事業運営を行います。就業意識の醸成や就業機会の拡大を図り、生涯現役で活躍し続けられる社会の実現を目指します。	【実績数値】シート 113-3	【ライフプランセミナー&ワンストップ困りごと相談会】 シニア世代のライフプランニングに関する講演、健康セミナー、日常生活の困りごと相談会 【就労支援セミナー】 からだ測定により参加者の適した仕事を判定し、その結果を基に就労相談で求人情報の提供や企業との面談を受けることができる就労支援イベント		「高齢者への就労支援」へ移行
		新 高年齢者の就職支援	商工労働課・高齢者活躍支援課			セミナー等の開催や職業相談を実施し事業所や高齢者の就業意識の醸成や就業機会の拡大を図り、生涯現役で活躍し続けられる社会の実現を目指します。 【対象者】おおむね55歳以上の人	○[高齢者向け就労支援イベント] 求人情報の提供や企業との面談を受けることができる就労支援イベント ○[企業向けシニア人材活用セミナー] 企業・法人に対し「高年齢者雇用」を啓発するセミナー ○長野市職業相談室 職業相談事業、キャリアカウンセリング等	○令和2年度から4年度まで厚生労働省から受託した生涯現役促進地域連携事業で培った就労支援のノウハウや協議会の会員同士の連携をもとに、効果的だった「高齢者向け就労支援イベント」や「企業向けシニア人材活用セミナー」を実施し、引き続き高齢者の就労を支援します。 ○長野市職業相談室では、職業相談やキャリアカウンセリングなどを受け付けます。	○高齢者や企業側のニーズ、社会情勢等を把握しながら高齢者の就業機会を広げ、社会参加を支援します。	



現行計画の施策別実施状況等について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標	備考
		3 通いの場等での健康教育・健康相談	国保・高齢者医療課・健康課・地域包括ケア推進課	フレイルや生活習慣病の重症化予防のため、通いの場等に医療専門職が積極的に関与し、健康教育・健康相談を行います。また、健康課題を抱える対象者には通いの場等への参加を促すとともに、健康管理のための情報を様々な機会を通じて提供します。	【実績数値】 シート 122-3	○令和5（2023）年2月現在、市内に約470か所の通いの場があります。 ○フレイルになるリスクを把握するため、医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、令和元（2019）年度に「フレイル予防100まで元気！チェック&ガイド」を作成しました。また、フレイル傾向にある対象者を早期に発見し必要な支援につなげられるよう、高齢者に関わる支援者等を対象に「フレイル予防ナビゲーター研修」を実施し、市内全域で普及啓発を行っています。 ○活動や社会参加によるフレイル予防に加え、生活習慣病の発症予防及び重症化予防についての講話を、令和3年度14地区で77回、令和4年度23地区で149回実施しました。令和5年度からは市内全域で実施します。	○地域の関係団体や通いの場等の運営者等と連携し、通いの場等においてフレイル予防や地域課題の分析を踏まえた生活習慣病予防等に関する健康教育・健康相談を市内全域で行います。	
2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援	1 質の高い総合相談の体制づくり	1 地域包括支援センターの体制の充実と機能強化	地域包括ケア推進課	介護や医療、福祉などに関する総合窓口として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職を配置した直営の地域包括支援センター1か所、委託センター19か所を設置しています。更に、中山間地域には在宅介護支援センター4か所を設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるように支援します。	【実績数値】 シート 211-1	○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、心身の健康保持や、介護、生活支援を一体的に切れ目なく支援していく体制が求められています。 ○コロナ禍での自粛等により認知機能の低下やフレイルの相談、また、身寄りがいない方や高齢者虐待、支援困難事例等の総合相談件数が増えています。 ○自然災害や感染症などの緊急対応のため、令和5年度に策定した業務継続計画（BCP）に基づき、日頃から災害等に備える必要があります。	○介護、医療はもとより、住まいや生活支援等、生活にかかわる様々な機関とのつながりが確保されるような地域体制づくりを目指します。 ○重層的な支援体制により関係機関と連携し、役割分担の整理、協働を進めることで適切な支援を実施します。 ○大規模災害や感染症の流行時においても業務が継続できるよう、定期的に職員の研修や訓練を行い対応力を強化します。	
		2 介護認定申請時等のニーズに即した総合相談の実施	1 総合相談支援事業	地域包括ケア推進課	保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等により、高齢者のさまざまな相談に応じ住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくために、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。	【実績数値】 シート 212-1(1)	○令和3年度以降、相談件数は増加しています。 ○相談内容は介護保険に関する相談が約半数、次に医療と在宅福祉サービスに関する相談が約3割を占めています。 ○高齢者本人が抱える課題のほか、介護者の抱える課題や8050問題、世帯の経済的な問題、複数の生活上の課題を抱える相談が増え、関係者の属性や世代に関わらない相談の受け止めや、関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援が求められています。	○高齢者の状態を把握し適切なサービスに結び付ける等、質の高い総合相談を実施するため、地域包括支援センターの専門職の資質向上を図ります。 ○高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者のネットワークの構築を図ります。 ○高齢者本人や世帯の属性に関わらず、障害、子育て、世帯の経済的な問題等、各分野の支援機関と連携を図りながら、相談支援を実施します。
	3 ケアマネジメント支援の充実	1 ケアマネジャーへの支援	1 地域包括ケア推進課	適切なサービスの提供につなげるため、ケアマネジャーからの相談を受け、介護予防サービス計画・居宅サービス計画（以下、ケアプランという）作成や支援困難事例への具体的な助言をするとともに、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントを提供できるよう、資質向上のための支援を行います。	【実績数値】 シート 212-1(2)	○地域包括支援センターの実態把握の件数は、令和3年度から、総合相談支援業務の相談支援件数に計上しています。 ○令和3年度から、介護予防把握事業として、ハイリスク者へのアプローチを開始し、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防活動などにつなげています。	○引き続き、総合相談支援業務及び介護予防把握事業により、何らかの支援を必要とする高齢者を早期に把握し、介護予防活動などにつなげます。	次期計画では削除（【212-1】） 総合相談支援業務事業及び【234-1】介護予防把握事業に統合理由：事業内容が、総合相談支援業務及び介護予防把握事業と重複するため
			1 ケアマネジャーへの支援	地域包括ケア推進課	適切なサービスの提供につなげるため、ケアマネジャーからの相談を受け、介護予防サービス計画・居宅サービス計画（以下、ケアプランという）作成や支援困難事例への具体的な助言をするとともに、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントを提供できるよう、資質向上のための支援を行います。	【実績数値】 シート 213-1	○新型コロナウイルス感染症のまん延防止等のため、研修会の実施回数は減っていますが、ケアマネジャーが対応する事例は、地域包括支援センターと同様に支援困難な事例が増えています。 ○ケアマネジャーからの事例の相談、ケアプラン作成の助言、支援困難事例への具体的な支援方法の助言を行っています。	○ケアマネジャーの資質向上のため、研修会や事例検討会の実施、制度改正や新たな情報に関する情報提供を行います。 ○ケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの専門職や関係機関と連携し、具体的な支援方法の助言を行います。 ○日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアマネジャー相互の情報交換を行う場を設定する等、ネットワークの効果的な活用を図ります。
		新 ヤングケアラー支援	子育て家庭福祉課	本来、大人が担うべきケアの責任を負うことで、学習や遊びの機会を失っている子どもたち（ヤングケアラー）についての認知度向上を図り、社会全体で支える機運を醸成するとともに、当事者である子どもやその家族に対し、必要な支援に繋がっていきます。	令和4年度から、「子ども・若者ケアラー庁内プロジェクトチーム」立ち上げ、支援について検討していることと併せて、認知度向上のために市職員・教育関係者・地域支援者向けに「研修会」を行いました。	○お手伝いとヤングケアラーの見極めが難しい状況です。 ○ヤングケアラー当事者自身に自覚がなく、また自覚していても相談に至っていないケースがあります。 ○相談に至っても支援を望んでいない場合があり、支援に繋がらないケースが多い状況です。	○認知度向上のために、パンフレットの作成やSNSでの情報配信、当事者や教育関係者・地域支援者向けに研修会を開催します。 ○ヤングケアラー当事者自身に自覚がなく、また自覚していても相談に至っていないケースがあります。 ○中高校生を中心に悩みや経験を共有、情報交換等できる交流の場づくりを計画しており、そこから発見し、必要に応じて支援に繋がっていきます。 ○家事支援が必要な場合、サポートできる体制の構築を図ります。	新規事業 (理由) ヤングケアラーを支援するため
		新 重層的支援体制整備事業	福祉政策課	これまでの福祉制度は、対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、専門的な支援体制の構築を進めてきました。しかしながら、近年、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかになっていきます。 国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しました。 これを受け、本市では一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備するため、「重層的支援体制整備事業」を実施します。	令和6年度より実施	これまでの福祉施策による、子ども・障害者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、地域住民の複雑化・複合化した様々な支援ニーズへの対応が困難になっています。各分野の対象者ごとの相談支援体制を維持しながら、市と社会福祉協議会、各種相談支援機関や地域の各種団体などが、分野横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を整備する必要があります。	○「重層的支援体制整備事業」の実施にあたり、福祉に関する複雑化・複合化した相談を包括的に受け止め、円滑に関係機関につなぐ「多機関協働事業」、地域の社会資源を活用して多様な社会参加の実現を目指す「参加支援事業」、支援が届いていない方へ支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施し、高齢者福祉・障害福祉や児童福祉などが連携した支援を行います。 ○支援を適切かつ円滑に実施するため、本人の同意に基づき多機関協働事業が作成した支援プランの適切性を協議する「重層的支援会議」と、本人の同意が得られず関係機関の間で適切な情報共有が進まない場合に支援体制を話し合う「支援会議」を設置し、高齢者福祉と障害福祉や児童福祉などが連携して支援する体制を構築します。	新規事業 (理由) 複雑化した支援ニーズに対応するため
2 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保	1 高齢者の権利擁護の推進	1 高齢者虐待防止の推進	地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課・介護保険課・福祉政策課	高齢者の権利が守られるよう、市は高齢者虐待対応の第一義的責務を負っていることから、養護者及び介護施設従事者等による虐待の未然防止を図り、発生した虐待事案に迅速・適切に対応するための体制整備と強化に取り組みます。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者を支援します。	【高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動】 講演会、DVDなどを用いたミニ講座（市政出前講座）、広報ながの・リーフレットを通して、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を行っています。 【相談・通報窓口の設置】 市の窓口のほか地域包括支援センターが窓口となり、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。 【高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会】 医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。 【高齢者虐待対応マニュアルの整備】 高齢者虐待の発見（通報）から段階別に適切な対応・支援が行えるよう「高齢者虐待対応マニュアル」を整備しています。 【養護者（家族）への支援】 認知症の理解や介護技術の習得、介護者同士の交流を図る介護者教室を地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて実施し、介護の抱え込みによる高齢者虐待の防止に努めています。 【対応職員の専門性の確保と強化】 高齢者虐待対応職員の人材確保に努めるとともに、各種研修により人材の育成を行っています。 【養介護施設等に対する指導】 養介護施設等における虐待の相談・通報に対し、迅速に状況把握し虐待防止に努めています。また、虐待防止に対する理解の促進及び防止のための取組などについて指導を行っています。	【共通】 ○高齢者虐待の早期発見と適切な対応のため、住民や保健、医療、福祉関係者等に対する啓発を通じ、相談窓口の周知を図ることにより、早期の相談・通報に結びつけることが求められています。 ○市や地域包括支援センターが窓口となり、夜間休日も含め、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。 ○高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、長野市高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を年2回開催し、医療や司法、福祉や警察等の関係機関と連携を図っています。 【養護者による虐待】 ○コロナ禍での高齢者の外出（通所）する機会の減少等により、令和2年度から虐待の通報件数は減ってきています。 ○介護保険サービスを利用していない高齢者の見守りと、通報に結び付ける仕組みが求められています。 ○虐待の発生要因には、介護ストレスによるものほか、養護者の抱える課題や世帯の経済的な問題などがあり、医療、福祉、司法、警察等との連携を更に強化する必要があります。 【養介護施設等における虐待】 ○養介護施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施が義務付けられています。	【共通】 ○令和4年に策定した高齢者虐待対応マニュアルを改訂し、更なる高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速・適切な対応及び再発防止に努めます。 ○高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を中心に、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を継続します。 【養護者による虐待】 ○市政出前講座や講演会、広報ながのやリーフレットによる啓発活動を通じ、高齢者虐待に関する理解の啓発を図るとともに、相談・通報窓口の周知を行い、早期発見に努めます。 ○養護者支援として、介護の抱え込みの防止に努めるとともに、高齢者福祉や介護保険サービスだけでは解決困難な事案については、重層的な支援体制の活用を見据え、医療、福祉、司法、警察等との連携を更に強化します。 ○複合的な問題がある事案については、弁護士等から専門的な助言を受け対応します。 【養介護施設等における虐待】 ○養介護施設等への運営指導、介護あんしん相談員の派遣事業及び利用者の家族、施設従事者等からの相談を虐待の未然防止につなげるとともに、通報をもとに、虐待の早期発見を図ります。 ○養介護施設従事者等による虐待が認められた場合は、施設や事業所への指導を図るとともに、虐待を受けた高齢者の保護を図り、安心安全な生活が送れるよう福祉事務所、地域包括支援センター（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）とも連携し対応します。	
				【実績数値】 シート 221-1				

現行計画の施策別実施状況等について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標	備考
2	高齢者福祉サービスの提供	2 成年後見制度の利用支援	地域包括ケア推進課	認知症等により判断能力が低下することで、財産管理や介護保険サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難となります。判断能力の有無に関わらず高齢者本人の意思が尊重され、尊厳を保ちながら生活するために、法定後見制度や任意後見制度の積極的な活用に向けた支援を行います。	○長野市成年後見支援センターでは、本人や親族、関係機関等からの後見等開始の審判申立て等、専門的な相談に対応し、後見等開始後まで継続的に支援を行っています。 ○成年後見人等が必要であっても、申立てを行う親族がいない場合は市長が後見等開始の審判申立てをしています。 【実績数値】シート 221-2	○後見人による財産の横領等の問題から、弁護士、司法書士等が成年後見人等に選任される割合が増え、親族が選任される割合が減っています。 ○虐待等により養護者と分離した高齢者に成年後見人等が必要な場合があります。	○成年後見支援センターにおいて、審判申立ての相談内容に応じ、弁護士等の専門職が適切な候補者を推薦することで、必要な人が制度を利用できるよう、引き続き、支援していきます。 ○虐待等により必要な場合も含め、引き続き、市長による成年後見開始の審判申立てを行います。	
		3 特別措置事業	地域包括ケア推進課	身寄りがいない高齢者や虐待を受けているなど、契約者がいないことで介護保険給付を受けることが著しく困難な場合に、老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置を行います。また、環境上の理由や家族からの虐待を受けているなど、居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームに一時入所させ、生活の場を確保します。	【実績数値】シート 221-3	○やむを得ない事由により措置を行った要介護者には、安心して生活できる環境が必要になります。 ○措置による入所は緊急性が高いにもかかわらず、施設の事情により受け入れが困難な場合があります。	○高齢者を措置する際には、尊厳を守るための環境を確保し、安心して暮らしているよう、特別養護老人ホーム以外に、短期入所、認知症高齢者グループホーム等、高齢者の実情に応じて適切な事業者へ養護委託します。 ○措置を委託する施設との連携を強化し、緊急時に滞滞なく対応できるよう体制を整備します。	
		4 高齢者向け消費啓発事業	市民窓口課・地域包括ケア推進課	高齢者が悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）などの消費者被害に遭わないよう、啓発活動を行います。被害の未然の防止のため、関係機関などと連携して悪質商法等の注意喚起を行います。	地域の老人クラブやお茶のみサロン、住民自治協議会などからの要請に基づいた市政出前講座や、講演会、知識講座を開催し、高齢者が安心して生活するための啓発を行っています。 【実績数値】シート 221-4	○悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）の被害を防止するため、特に高齢者と日常的に関わる民生児童委員やケアマネジャーとの情報共有を図り、各地域内での未然防止活動を協働で進めています。 ○悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）は、常に新たな手口が発生し巧妙化しており、依然として騙される被害者が後を絶たず、高齢者への更なる注意喚起が必要です。	○広報誌やホームページ、ラジオ、有線放送等の広報媒体を有効に活用し、悪質商法や電話でお金詐欺（特殊詐欺）の手口を幅広く周知するとともに、警察や防犯団体とのネットワーク強化に努めます。 ○身近で開催される市政出前講座は、消費者被害の未然防止に関する知識の普及と対応力の向上を図るために大きな意義を持つことから、各住民自治協議会や公民館等と協働で取り組みます。 ○高齢者への声掛け・見守りを日頃から行い、地域住民の口コミ等で情報を共有するなど、被害に気づいていない人への気づかせる機会により被害の未然防止を図ります。	
		1 友愛活動への支援	地域包括ケア推進課	高齢者の孤独感を和らげ、地域福祉の増進を図ることを目的に、ボランティア団体が友愛活動を実施する際の費用の一部を補助するものです。	【実績数値】シート 222-1	○コロナの影響により、食事を伴うふれあい会食会の開催は減少し、令和2年度以降、実績はほぼ横ばいとなっています。 ○高齢化が進む中、見守りや声かけを必要とする高齢者の増加が今後も見込まれます。 ○世帯構成が多様化する中、孤独を感じているのはひとり暮らし高齢者に限らない状況があります。	○感染症を考慮しつつ、孤独感を和らげるための「ふれあい交流会（仮称）」が定期的・継続的に開催されるよう、補助の前提としていた食事の提供について選択制への変更を考えています。 ○自宅訪問の名称を「ひと声訪問（仮称）」とし、気軽に行える見守りや声かけにより地域のつながりが増えていくよう進めていきます。 ○孤立するおそれがある高齢者に友愛活動が実施されるよう、対象世帯の拡大を検討しています。	
	2 孤立防止・見守りネットワーク事業	福祉政策課	亡くなってから相当期間が経過して発見される孤立死を防ぐため、異変に早く気づき、必要な関係機関や行政へつなぐネットワークづくりを進めます。	○「新聞等が郵便受けにたまっている」、「配達食材等が取り込まれない」などの異変の通報基準や、通報先などを示した「高齢者等の見守りのための通報ガイドライン」を定めています。また、訪問活動を行う機会が多いライフライン事業者、定期宅配事業者、新聞販売店などの市内39事業者と「長野市高齢者等の見守りの協力に関する協定」を締結し、市内の訪問先の異変に気づいた場合、市への速やかな通報を依頼しています。 ○地域で実践されている見守り活動があれば引き続き実施を依頼しています。 【実績数値】シート 222-2	○協定事業者からの通報を受けて、地域包括支援センターや民生委員等につなぎ、高齢者等のお宅へ訪問し、安否の確認等を行っています。協定事業者を増やす必要があります。 ○協定締結から年数が経過した事業者に対して、協定の目的、取組内容等を改めて周知する必要があります。	○異変に気づく機能を高めるために、通報ガイドラインの周知等、協定事業者等との協力関係を更に充実します。		
	3 緊急通報システム設置事業	地域包括ケア推進課	ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置、安否確認センサー及び火災警報器を貸与し、急病や災害等の緊急時に通報することにより、コールセンターから状況確認、協力者による確認を行い、不安の軽減及び安全確保を図ります。	【実績数値】シート 222-3	○携帯電話の普及と固定電話回線の利用率の低下により設置数が減少しています。 ○家族がいても遠方に住んでいる等の理由で協力者の確保が難しくなっています。	○固定電話回線を必要としない機器の導入に向け、ニーズの把握や導入時期、利用料金等を検討していきます。 ○地域の中で協力者を確保するため、引き続き民生児童委員等の協力により市民への啓発を積極的に行います。		
	4 配食サービス事業	地域包括ケア推進課	調理が困難で、民間の配食サービスを利用できない地域に居住するひとり暮らし等の高齢者に対し、必要に応じて弁当の配達を行います。配達の際に安否確認及び孤独感の緩和を行い、また、栄養面での健康維持を図ることにより在宅での生活を支援します。	【実績数値】シート 222-4	○配食弁当の調理に要する経費に比べ利用者負担が低額であるため、適正な負担額の検討が必要です。 ○本事業の継続が困難な状況になりつつあり、利用者のニーズに応えられないことがあります。	○公平性を確保するため、適正な利用者負担額の検討をします。 ○利用者の現況調査を行い、継続的な食事の支援が必要な人へは介護保険サービスの利用を促す等、代替手段の提案を行います。		
	5 訪問理容・美容サービス事業	地域包括ケア推進課	寝たきりや認知症の状態のため理容店又は美容院へ出かけることが困難な高齢者に対して、理容師又は美容師が高齢者の自宅を訪問し、理容・美容サービスを行います。	【実績数値】シート 222-5	○コロナ禍による外出自粛により、訪問理容・美容サービスの利用者は増加しています。 ○民生児童委員が訪問して申請を受けていましたが、令和5年度にケアマネジャー等による申請ができることとなりました。	○ニーズはあり、利用者は増加しています。引き続き市民への周知に努めながら、事業の継続を図っていきます。 ○申請者の範囲を広げていることから、利用者の増加等、見直しの効果を検証していきます。		
	6 在宅福祉介護料の支給事業	地域包括ケア推進課	要介護3以上の高齢者を在宅で基準日以前1年間に、6か月以上介護している介護者に対して、その労をねぎらい在宅における介護を支援することを目的として支給します。	【実績数値】シート 222-6	○コロナ禍による介護保険サービスの利用控え等により、在宅で介護を受ける高齢者が増加し、給付件数が増加しました。	○介護保険サービスの適切な利用を促しながら、給付のあり方を検討していきます。		
	7 在宅介護者リフレッシュ事業	地域包括ケア推進課	在宅介護者が介護から一時的に離れ、心身のリフレッシュを図ることを目的として、長野市社会福祉協議会が実施している介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等の事業経費を助成します。	【実績数値】シート 222-7	○介護者の心身の元気回復に向けた支援の必要性は認められますが、コロナ禍の影響もあり、利用者数が減少傾向にあります。	○介護者教室等さまざまな機会で開催し、利用者へ直接呼びかけることで参加者の増加を図ります。 ○周知方法の拡大を図ったことによる事業の効果を検証します。		
	8 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業	地域包括ケア推進課	家族が、民間事業者の提供する位置情報検索サービス（GPS機能付端末）を利用することで、はいかい行動のある認知症高齢者の早期発見、安全の確保及び事故防止を図ります。この必要な経費の一部を助成することにより、介護者の心身及び経済的負担を軽減します。	【実績数値】シート 222-8	○はいかい高齢者を在宅で介護することは、心身ともに介護者の負担が大きいため、支援の必要性は高いが、利用者が少ない状況です。	○ケアマネジャーや地区の民生児童委員等を通じて積極的に制度の周知を行うとともに、認知症見守りSOSネット事業で捜索依頼となった人へGPS機器の利用について呼びかけを行います。		
9 「おひとりさま」あんしんサポート事業	地域包括ケア推進課	身寄りのない高齢者の相談を受け、身元保証や財産管理、死後事務等について、弁護士、司法書士やNPO法人等につなぐほか、任意後見を調整する等の支援を行い、自立した生活から死後に至るまで安心して生活していけるよう支援します。	【実績数値】シート 222-9	○身寄りのない高齢者の住まいや入院、施設入所、介護サービスの確保、葬儀や財産処分等に関する将来の不安を解消するための支援が求められています。 ○身寄りがいないことに加え、現に認知症等、様々な困難を抱えている高齢者に適切な支援が必要です。	○「おひとりさま」あんしんサポート相談室での相談支援を引き続き実施し、元気なうちから人生の最終段階への準備をすることで、本人の希望に沿って地域での生活を続けられるように支援します。 ○現に困難を抱えている高齢者等が安心して医療、介護サービスの提供が受けられるよう、関係機関、団体、支援者と連携して支援する体制を整備します。			
10 介護者教室	地域包括ケア推進課	高齢者及び在宅で高齢者を介護している家族等に対して、適切な介護知識・介護技術やサービスの利用方法を提供するとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とした介護者教室を開催します。	【実績数値】シート 222-10	○地域包括支援センターと在宅介護支援センターにおいて介護者教室を開催しています。 ○新型コロナウイルス感染症による開催中止や縮小のため、開催回数は減っています。 ○多様化する介護者のうち、他の介護者と交流の機会が少ない男性に特化した男性介護者のつどい等、介護者のニーズに合わせたテーマを選定しています。 ○地域における高齢者の在宅生活を支えるため、介護を行う家族に対する支援が重要視されています。	○あらゆる世代を対象に、介護に関する相談窓口の周知を図ります。 ○多様化する介護者のニーズに沿ったテーマの選定や、認知症等の同じ悩みを持った介護者が集うための教室等、介護者の声を反映した教室を開催します。 ○介護に関する情報や知識の提供とともに、家族介護者同士の支え合いの場を確保します。			
11 ごみ処理手数料減免	生活環境課	平成21年10月1日から家庭ごみ処理手数料の有料化制度が実施されました。減量の努力が難しい紙おむつや腹膜透析等に伴う在宅医療廃棄物を排出する世帯の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受け、紙おむつを常時使用する人等に対し、可燃ごみ指定袋（大・300）を最大で年間60枚（小・200の場合は最大で年間90枚）を無料で交付します。（家庭ごみとしてごみ集積所に排出されない入院・施設入所者は、対象外となります。）	【実績数値】シート 222-11	○制度について周知をしていく必要があります。	○引き続き、ごみ処理手数料減免制度について、市民に周知していくとともに、市民からの要望を基に必要に応じて制度を見直します。			

現行計画の施策別実施状況等について

章	節	項目	事業名	担当課	施策の目的・内容	これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標	備考					
3	高齢者を支える地域の体制づくり	1	住民の支え合い活動の強化・再編	地域たすけあい事業への支援	地域包括ケア推進課	長野市社会福祉協議会及び地区住民自治協議会が実施する地域たすけあい事業（家事援助サービス及び福祉移送サービス）を総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に位置づけ、事業に要する人件費等の経費を助成し、地域における福祉活動を支援します。	【実績数値】 シート 231-1	○介護予防・生活支援サービスに位置付け、一部の地域では、地区のニーズに合わせた支援内容の拡充やマイカー等を活用した移動支援の導入を行いました。今後とも継続的に検討を進める必要があります。 ○住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、どんな家事援助や移動支援が必要なのか、担い手となる住民への啓発を含め、各地区で検討を進める必要があります。 ○福祉移送は道路運送法に基づく福祉有償運送によりサービスを提供しておりますが、利用目的を通院等に限定しているため、利用目的の拡大を求める要望があります。	○市内一律の支援内容から、地区のニーズや実情に合わせた、地区独自の住民同士の支え合いの仕組みの構築に向け、支援内容の見直し・拡充に取り組みます。 ○既存の社会資源やサービス、タクシーを含めた公共交通機関等との連携・活用を含め、住民同士の支え合いが担える範囲について協議を図ります。 ○地域たすけあい事業の活用により、多様な通いの場や住民同士の交流の機会への参加を増やし、身近な住民同士の支え合い活動（登録・未登録）を推進して、高齢になっても自分らしく活動し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。					
						2	住民主体訪問型サービス	地域包括ケア推進課	【231-2、231-3、231-4共通】 要支援認定を受けた人、国の基準で要支援相当と判定された人（以下、事業対象者という。）等を対象に、利用者宅での掃除や洗濯、ごみ出しや通院、買い物に付き添い外出支援などの訪問型サービス、介護予防や参加者同士の交流などを行う通所型サービスについて、住民ボランティア団体やNPO法人などが主体となる活動の創出を促進するとともに、これら団体に補助金を交付するなど活動を支援します。 住民主体訪問型サービスと住民主体移動支援サービスについては、長野市社会福祉協議会が実施する地域たすけあい事業（231-1）として提供されています。		○地域たすけあい事業の支援内容を見直し・拡充することで、訪問型サービス（家事支援・移動支援）を導入できるようになりましたが、現在の地域たすけあい事業では対応できない生活支援ニーズについて、継続的な検討が必要です。 ○身近な地域の範囲に限定した住民同士の支え合い活動や、複数地区を合わせたの担い手不足の解消や効果的な運用、様々な社会資源やサービスとの連携・活用なども含め、地区の実情に応じた仕組みづくりを支援する必要があります。 ○単なる生活支援の提供では「支える側」が集まらず、また「支えられる側」も遠慮して利用しない現状があるため、通いの場との連携や交流の促進と合わせ、「支える側」と「支えられる側」が分け隔てなく活動的に暮らせる地域づくりについて、住民の理解と視野を広げる必要があります。	○地域たすけあい事業の見直し・拡充を図る中で、住民同士による支え合い活動の推進や様々な生活支援サービスの構築を目指します。 ○各地区の住民自治協議会や地域包括支援センター、関係機関、関係部局と連携しながら、既存の社会資源やサービス、公共交通機関との調整も含め、地域のニーズに合わせた取組や、多様な通いの場が広がるよう、活動の創出を支援します。		
						3	住民主体通所型サービス	地域包括ケア推進課	同上（231-2と共通）	同上（231-2と共通）				
						4	住民主体移動支援サービス	地域包括ケア推進課・交通政策課・障害福祉課	同上（231-2と共通）	同上（231-2と共通）				
		2	介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援	1	介護予防・生活支援サービス事業	地域包括ケア推進課・高齢者生活支援課・介護保険課	(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント） 利用者が、その心身の状況や置かれている環境に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、必要な期間、支援を行うため、地域包括支援センター等がケアプランを作成します。	【実績数値】 シート 232-1(1)	○自立支援、重度化防止を目指すケアプランの作成について、利用者、家族、支援関係者などの理解を深める必要があります。 ○利用者の心身状況に合わせた適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センターなどの職員の資質向上を図る必要があります。	○引き続きパンフレットなどで市民への周知を図るとともに、ケアプラン作成の際は利用者などへ丁寧な説明を行います。 ○地域包括支援センターなどの職員へ研修を引き続き実施するとともに、地域のインフォーマルサービスの情報提供やリハビリテーション専門職と連携し、職員の資質向上を図ります。				
							(2) 第1号訪問事業（訪問型サービス） ア 指定事業者、保健・医療の専門職によるサービス 利用者にとっての普通の暮らしを取り戻せるように、指定事業者の訪問介護員等が、ケアプランに基づいて入浴、食事などの生活動作の介助や、生活必需品の買い物などの支援を行います。 また、訪問型短期集中予防サービスでは、保健・医療の専門職が介護予防ケアプランに基づき、体力や生活機能に関する問題を把握・評価し、活動や社会参加が高められるような必要な取組を支援します。（期間は3か月、必要な頻度で無料訪問） イ 住民主体訪問型サービス 【231-2に掲載】 ウ 住民主体移動支援サービス 【231-4に掲載】	【実績数値】 シート 232-1(2)	○基準緩和とサービスの利用者が減少傾向にあり、コロナ禍の影響が考えられます。 ○訪問型短期集中予防サービスについては、令和4年度から外部の医療機関や事業所へ一部委託を行っていますが、実績が少ない状況です。また、利用者の社会参加に向け、インフォーマルサービスの把握や支援者の協力を得るため、自立支援のための個別ケア会議での検討が必要です。	○基準緩和とサービスは一定のニーズがあることから、今後も多様なサービスの一つとして提供していきます。 ○訪問型短期集中予防サービスの必要性が高い人の利用につながるよう、ケアプラン作成者となる、地域包括支援センター等とこれまでの事例の共有を図ります。また、利用者の自立支援のための個別ケア会議の開催について、積極的に支援を行うほか、外部の医療機関や事業所の専門職との事例検討を行い、効果的に事業が実施されるよう進めていきます。				
							(3) 第1号通所事業（通所型サービス） ア 指定事業者によるサービス 利用者にとっての普通の暮らしを取り戻せるようデイサービスセンターなどで、ケアプランに基づいた入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを行います。 イ 住民主体通所型サービス 【231-3に掲載】	【実績数値】 シート 232-1(3)	○通所型サービスの利用者が減少傾向にあり、コロナ禍の影響が考えられます。 ○シニア一般調査によると「フレイル」からの回復を目的とした教室に、高齢者の約7割が参加したいと回答しています。	○通所型サービスについては、地域包括支援センターからの意見を踏まえて地域ごとの特性やニーズなどを分析し、フレイル改善のためのプログラムも含め検討していきます。				
				2	一般介護予防事業	地域包括ケア推進課	(1) 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業） リハビリテーション専門職などが地域包括支援センターと連携しながら、高齢者宅、デイサービスセンター又は地域ケア会議などに出向き、要介護状態等となることの予防・改善を図るために必要な技術的助言・提案を行います。また、訪問型短期集中予防サービスの事前評価としても、高齢者宅への訪問を行っています。 「心身機能」のみでなく、「活動」や「参加」の地域とのかかわりの観点も踏まえたアプローチを目指します。	【実績数値】 シート 232-2(1)	○地域包括ケア推進課又は医療機関等の専門職により実施していますが、高齢者宅への訪問は、地域包括ケア推進課の専門職で実施しています。 ○自宅やデイサービスセンターへの専門職の訪問相談は横ばい傾向となっています。 ○ケア会議への専門職の出席は、地域包括支援センターによる会議の開催回数の増加に伴い、増加傾向となっています。 ○訪問型短期集中予防サービスの事前評価を行う市の専門職と委託事業所の専門職との連絡・調整に時間がかかることが、負担となっています。 ○ケア会議での専門職等の助言・提案が、どのように自立支援に役立っているかを確認する必要があります。	○効果的かつ効率的に実施できるよう、地域ケア会議への出席だけでなく、高齢者宅への訪問についても、医療機関等からの専門職の派遣が円滑に行われるよう検討していきます。 ○より良いアドバイスにつながるよう、訪問相談やケア会議の事例提供者であるケアマネジャー等にアンケートを行い、その結果を専門職へフィードバックする方法を検討し、実施していきます。				
							(2) 介護予防把握事業 【234-1に掲載】							
							(3) 介護予防普及啓発事業 【234-2に掲載】							
			(4) 地域介護予防活動支援事業 【234-4(2)に掲載】											
			(5) 一般介護予防評価事業 本計画で定めた目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくり・介護予防の観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づいた事業全体の改善を目的としています。今後、評価結果をホームページへ掲載する等、情報提供の機会を増やしていきます。											

現行計画の施策別実施状況等について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標	備考	
3	生活支援体制整備の充実	生活支援体制整備事業	地域包括ケア推進課・福祉政策課	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のニーズや既に取り組んでいる活動を把握し、必要なサービスの創出や担い手の養成等の役割を担う第2層生活支援コーディネーターを配置します。また、各地区が設置する介護予防・生活支援検討会等の組織において、多様な日常生活上の支援を行う団体、企業などと連携し、地域の実情やニーズに合わせた住民主体による支え合いの仕組みづくりを推進します。	【実績数値】 シート 233-1	<p>○ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者の増加などにより、今後も日常生活に支援を必要とする高齢者が増えていくことが予測され、公的サービスだけでは担えない生活支援等について、地域の中で住民同士が支え合う仕組みづくりが必要です。</p> <p>○人口減少、少子高齢化が加速するなか、定年延長などの影響により地域活動の担い手が不足しており、住民同士が支え合う新たな生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて、地域住民の理解を促し、担い手の裾野を広げていく必要があります。</p> <p>○各地区に配置された第2層生活支援コーディネーターが行う介護予防・生活支援検討会や地域課題の把握、地域資源の創出などの活動に当たっては、住民だけでは解決困難な複雑・複合的な課題が増えており、より専門性が求められています。</p>	<p>○高齢化率や地域資源、暮らしぶりなど地域特性が多様であることから、住民の主体性を尊重し、全市一律ではなく、地域ごとのニーズや実情に合わせた住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。</p> <p>○各地区において第2層生活支援コーディネーターが進めるサービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活躍する場の確保等について、生活支援体制整備推進協議会と連携し、地域に必要な資源開発の機能向上を図ります。</p> <p>○長野市全域を担当する第1層生活支援コーディネーターが中心となり、第2層生活支援コーディネーターが各地区で行う生活支援体制整備に関する活動について、市社会福祉協議会及び長野市生活支援体制整備推進協議会等と連携して支援体制の充実を図るとともに、求める機能とその配置などについて検討を進めます。</p>		
				地域の高齢者が尊厳を保ちその人らしい主体的な生活を継続できるよう、高齢者の抱える地域課題やニーズを把握し、その解決に向けて多様な社会資源の創出など、社会基盤の整備を一体的に実施します。また、医療、介護の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決に向け検討を行い、自立支援やケアマネジメントの向上を図ります。本市における地域ケア会議は、個別ケース検討を行う「個別ケア会議」、地域包括支援センターが地区単位で検討を行う「地域ネットワーク会議」、全市を総括して検討する「長野市ケア会議」によって構成され、それぞれの段階でネットワーク構築と課題の検討、地域支援の創出を行います。	【実績数値】 シート 233-2	<p>○高齢者に関する課題は、養護者の抱える課題や世帯の経済的問題等、複数の課題を抱えていることから、個別ケア会議、地域ネットワーク会議の開催により、関係機関との連携を図っています。</p> <p>○地域ネットワーク会議は、令和4年度から市内の全ての地区で開催しています。</p> <p>○長野市ケア会議は、長野市地域包括支援センター運営協議会と一体的に開催しています。</p> <p>○地域の課題解決や地域福祉の推進に向けて、住民自治協議会や地域福祉ワーカー等と連携し、地域の特性に応じた柔軟な対応の検討、取り組みを行っています。</p>	<p>○高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送るため、地域全体で支えていく体制を目指します。</p> <p>○個別ケア会議で把握した地区課題を、地域ネットワーク会議で検討し、暮らしの支え合い、生活支援体制、地域におけるネットワークの構築を支援します。</p> <p>○地域ネットワーク会議を通して、地区ごとの取り組みでは対応できない課題を集約し、長野市ケア会議で検討し政策提言していきます。</p>		
	インフォーマルサービスの活用促進	介護予防把握事業	地域包括ケア推進課	閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動などへつなげます。	国保データベースシステム（KDB）を活用したハイリスク者へのアプローチや民生委員等地域住民からの情報提供、地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携により、対象者を早期に介護予防、フレイル予防につなげています。	○ハイリスク者へのアプローチとして、地域包括支援センター職員が訪問を行っています。不在の場合が多く、実施方法の見直しが必要です。	○ハイリスク者へのアプローチによって、閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動などへつなげます。	○引き続き、地域住民からの情報提供、地域包括支援センターとの連携により、支援を必要とする人の早期発見に努めます。	
				介護予防やフレイル予防には心身機能の維持、改善に加え、社会参加等生きがいを持って暮らすことが重要であることを広く市民に啓発し、関係機関や関係課の医療専門職等と連携を図りながら、セルフケアや通いの場などの高齢者の活動の場（インフォーマルサービス等）への参加による主体的な取組へつなげます。	【実績数値】 シート 234-2 ア・イウ	<p>○在宅介護支援センターやかがやきひろば等での介護予防の講座のほか、通いの場をはじめとした地域の高齢者の集まりへ専門職が出向く講座を実施しています。</p> <p>○コロナ禍において、出張形式の講座の実績が減少しましたが、R5年度は順調に申込があり実施されています。</p> <p>○フレイル予防については、医師会、歯科医師会、薬剤師会のほかプロスポーツチーム等の他団体との連携を図り、周知・啓発を行っています。</p> <p>○長野市医師会との協力により「シ・長野市はつらつ体操」を制作し、令和5年度から新たな体験講座等を実施しています。</p> <p>○デジタルを活用した国の「オンライン通いの場」の体験動画に「シ・長野市はつらつ体操」を掲載しています。</p> <p>○後期高齢者健診の質問票の集計結果によると、県、国、同規模保険者との比較において、全般的に悪化傾向となっています。特に「運動器機能」と「口腔機能」について、要介護リスクが高い状況です。</p> <p>○「オンライン通いの場」の周知が不足しており、市民による活用が不十分な状況です。</p>	<p>○関係機関や関係課等と介護予防・フレイル予防の現状と課題について後期高齢者健診の質問票の結果を共有し、「シ・長野市はつらつ体操」を含め、効果的な介護予防・フレイル予防の周知・啓発について検討し、一体的に実施していきます。</p> <p>○スマートフォンやタブレットを活用できる高齢者等を対象とした「オンライン通いの場アプリ」やSNSを活用した啓発の充実を図っていきます。</p>		
				出張形式の講座（介護予防あれこれ講座） イ 介護予防教室 ウ フレイル予防の相談会等 エ ホームページ等での啓発	エ ホームページ等での啓発（令和4年度分記載） (1) 「シ・長野市はつらつ体操」の制作及び長野市公式YouTubeチャンネルでの配信、ポスター等による周知 (2) 「くちの体操（オーラルフレイル予防）」の制作及び長野市公式YouTubeチャンネルでの配信、ポスター等による周知 (3) プロスポーツチームとの協働によるフレイル予防啓発TVコマーシャルの制作・放送 (4) 駅前ビジョン等などにて「シ・長野市はつらつ体操」の紹介動画の放送	○在宅介護支援センターやかがやきひろば等での介護予防の講座のほか、通いの場をはじめとした地域の高齢者の集まりへ専門職が出向く講座を実施しています。	○関係機関や関係課等と介護予防・フレイル予防の現状と課題について後期高齢者健診の質問票の結果を共有し、「シ・長野市はつらつ体操」を含め、効果的な介護予防・フレイル予防の周知・啓発について検討し、一体的に実施していきます。		
				認知症は誰もがなりうることから、発症を遅らせる、進行を緩やかにする「予防」を含めた「備え」としての取組を行うとともに、認知症があってもなくても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会が求められています。令和元（2019）年6月に国策定の「認知症施策推進大綱」や令和5年6月16日交付の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、地域で暮らし認知症の人とともに普及啓発の推進を図り、認知症サポーター養成講座、認知症啓発月間、チームオレンジへの展開等を実施していきます。	【実績数値】 シート 234-3(1)(2) (2) チームオレンジ *認知症地域支援推進員は、認知症診断前後の医療と介護の連携へ移動 (3) 認知症啓発月間 世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む、9月を「認知症啓発月間」とし、長野駅前広場での街頭啓発や、長野市医師会と共催で市民公開講座を実施してきました。令和2（2020）年度以降は、長野市役所、市立図書館でのパネル展示等の啓発や、認知症サポーター講座を受講した協力企業の窓口でのリーフレット配布を行いました。	○認知症があっても、全てができない訳ではなく、つながりや役割を持って生きることができるという理解がまだ根付いていない状況です。	○認知症があっても、得意なことやできることを通して社会参加している本人からのメッセージを、認知症サポーター講座の講師のほか、ホームページ掲載等、発信の機会を増やしていきます。	○市民が認知症を正しく理解し、地域での無理のないボランティア活動につながるよう、認知症サポーター講座において、具体的な活動例を記載した案内チラシを配布するなどの働きかけを行っています。	(2)認知症地域支援推進員の配置を、【認知症の本人・家族への支援】に変更
認知症カフェは、地域において認知症の人やその家族をはじめ誰でも気軽に集え、本人の社会参加や家族の負担軽減を図るとともに、地域の支援の輪を広げるために有効であることから、その取組を促進します。	【実績数値】 シート 234-4(1)	○認知症カフェの立ち上げの際に必要な経費の一部について、助成をしています。	○地域ごとの当事者のニーズに合わせて認知症カフェが開催され、認知症の人や家族が安心して参加できるよう、運営スタッフの意向を踏まえながら、本人や家族への円滑なサポートに向けた研修や情報交換会等を実施します。	○以前は、社会福祉法人施設等を会場とした開催が多ありましたが、新型コロナウイルス感染症の流行以降、感染防止のため会場が使用できず、中止となったままのカフェもあります。	○新たな担い手の確保を図るため、認知症サポーターへの情報提供や働きかけを積極的に進めます。				

現行計画の施策別実施状況等について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標	備考
		4 通いの場の充実・参加促進	地域包括ケア推進課	(2) お違者なまちづくり支援事業(地域介護予防活動支援事業) 住民自治協議会・区等の住民自治組織や地域の活動団体などとの協働により、地域に介護予防クラブ(はつらつ倶楽部)や生きいき通いの場の立ち上げを促進し、地域包括支援センターと共に住民主体の介護予防活動の継続及び社会参加による介護予防を推進します。また、活動を行う際に必要な経費に対し、補助金を交付します。 ア はつらつ倶楽部体験講座 専門職が外向き、身近な公民館などで体操やレクリエーションなどを行う介護予防クラブの立ち上げを支援します。 イ 通いの場支援隊養成講座 専門職が地域での介護予防の推進役を養成します。 ウ 通いの場活動サポート 専門職による応援により活動継続を支援します。 エ 生きいき通いの場事業 地域での社会参加による介護予防を進めるため、初めての人も虚弱な人も生きいきと通える場を設けます。	【実績数値】シート 234-4(2)	○コロナ禍において、感染症予防対策を図りながら「通いの場」が開催できるよう、講座や情報提供等を行ってきました。感染警戒レベルに応じて活動を中止とする団体も多くなりましたが、現在は多くのグループが活動を再開しています。 ○地域公民館で活動する通いの場以外にも、そこに行けば交流や体験ができるような、気軽に参加しやすい通いの場のニーズがあります。 ○国の「オンライン通いの場」が充実してきており、活用について周知を始めています。 ○シニア一般調査によると、月1回以上地域の会やグループに参加している高齢者の割合が減少しています。 ○グループメンバーが固定されつつある場合、新たな参加者が定着しにくい傾向があります。 ○運動機能の低下が懸念される中、より機能維持・向上に効果的な「通いの場」が求められています。 ○介護予防につながる既存のグループの情報が不足しています。 ○近い将来、担い手及びグループメンバーの高齢化による活動の中止が懸念されるほか、現在でも、会場まで歩いていけない等の移動手段の問題が出てきています。	○既存の通いの場に加え、教育機関や民間企業等との連携を図り、誰でも気軽に参加できる、新たな「通いの場」についても検討を行っていきます。 ○介護予防につながる既存のグループの情報集約及び情報発信を図ります。 ○関係機関や関係課と「通いの場」への移動手段の課題について共有を図り、地域のニーズに合う移動手段について、検討をしていきます。 ○引き続き、「オンライン通いの場」の周知・啓発を行っていきます。	
4	在宅医療と介護の連携	1 在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化	地域包括ケア推進課・保健所総務課・医療連携推進課	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるように、関係機関の連携の充実を図ります。 在宅療養者の生活場において、医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)における課題解決を図るために、長野市在宅医療・介護連携推進会議で検討するとともに在宅医療・介護連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターを市内2か所に開設し、医療・介護関係者からの相談に応じています。 在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、医療や介護関係者の相互理解を深めるため、多職種連携研修会を開催しています。	○平成28年度 長野市在宅医療・介護連携支援センター 長野市市民病院開設 平成29年度 長野市在宅医療・介護連携支援センター 篠ノ井総合病院開設 ○平成30年度 「入退院時におけるケアマネジャー⇄医療機関 連携・情報収集の手引き」運用開始 ○令和4年度 「入退院時におけるケアマネジャー⇄医療機関 連携・情報収集の手引き」第2版発行	○在宅医療・介護関係の代表者で構成される長野市在宅医療介護連携推進会議を開催し、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議しています。 ○在宅医療・介護連携支援センターの相談件数が横ばいとなっています。 ○在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、入所施設での看取りの場面における現状分析を行った結果、入所施設を対象とした研修会を開催する予定でしたが、コロナ禍の感染予防対策に追われ開催されませんでした。	○在宅医療・介護関係者間の連携を円滑にするため、在宅医療・介護連携推進会議の開催を継続し、課題の抽出と課題解決を図ります。 ○在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、入所施設を対象とした看取りに関する研修会を開催し、入所施設における看取りに関する課題解決を図ります。 ○研修を通じて在宅療養に関する意識の向上を図ります。	
		2 人生会議(ACP「アドバンス・ケア・プランニング」)の啓発	市民・介護関係者への啓発	地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療や介護関係者の連携だけでなく、市民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択することも重要です。 また、市民一人ひとりが人生の最終段階において受けた医療やケアについて事前に家族や大切な人、かかりつけ医をはじめとした医療従事者や介護ケアに携わる人と話し合う人生会議(ACP・アドバンス・ケア・プランニング)も重要とされています。医療機関との役割分担により、市民及び介護関係者への人生会議(ACP)の啓発を行います。	○介護保険サービスの利用を検討している方を対象としたリーフレット作成 ○人生会議に関する啓発パンフレット作成 ・平成30年度「もしものときの医療・ケアの心づもり」(対面で説明をしながら配布) ・令和2(2020)年度「ゼロからはじめる人生会議」(市役所、支所、地域包括支援センター等に設置) ○市政出前講座、広報ながの等による啓発	○令和4(2022)年度に実施したシニア一般調査の結果では、「人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがない」と回答した人が、57.9%と前回の令和2(2020)年度の51.1%より6.8ポイント増加しています。要因として、コロナ禍で家族が集まる機会が減少したことが考えられます。人生会議(ACP)に取り組む人が増えるよう、様々な機会を捉えた啓発が必要となっています。 ○コロナ禍前に実施していた在宅医療・介護に関する市民講演会が開催できなかったため、ニーズに合わせた啓発方法について検討が必要です。	○引き続き、あらゆる機会を捉えて、市民及び介護関係者への人生会議(ACP「アドバンス・ケア・プランニング」)の啓発に努めます。 ○在宅医療・介護に関心を持つことができるよう、ニーズに合わせた啓発に努めます。	
		3 認知症診断前後の医療と介護の連携	認知症の本人・家族への支援	認知症の人が、認知症の容態の変化に応じた全ての期間を通じて適切な医療・介護を受けられるとともに、行動・心理症状を予防しながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、相談支援体制の充実を図ります。認知症初期集中支援チームの設置、認知症相談会、認知症地域支援推進員の配置、若年性認知症への支援、安心おかえりカルテ作成支援、認知症見守りSOSネットワーク事業、認知症ケアパスの直直しを実施していきます。	【実績数値】シート 243-1(1)~(6)  (3) 認知症地域支援推進員以降、番号1つずつ後へ  (7) 認知症ケアパスの作成 平成27年度より長野市全域版の認知症ケアパスを作成し、サービス提供体制の変更等により必要に応じて内容を刷新しています。各地域の実情を反映した地域版ケアパスについては、令和5(2023)年6月現在、市内5地区で取り組んでいます。	○シニア一般調査によると、相談窓口や受けられるサポート等を知らないと答えた人の割合が高く、認知症の相談窓口や医療、介護についての周知が十分ではない現状と考えます。 ○認知症初期集中支援チームでは、一人暮らしで身寄りがいない場合や身近な家族・親族の協力が得られにくい場合等、受診や治療の継続が困難なケースに対応しています。また、本人の介護サービス利用拒否による家族の負担増加が見られる場合も同様に、専門職による訪問を行っています。 ○若年性認知症の方の相談が増えていきます。	○地域包括支援センターに配置の認知症地域支援推進員とともに、引き続き認知症の相談窓口の周知を図るほか、より円滑に認知症についての情報を得られるよう、ホームページの充実や、もの忘れ等について相談しやすい機会、ICTの活用等について検討していきます。 ○関係機関や認知症疾患医療センターとの意見交換を通じて、より連携の充実を図り、できるだけ早い段階で必要な医療及び介護等につなげ、本人及び家族が認知症とともに幸せに暮らせるよう取り組んでいきます。 ○若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人や家族の声を基に、必要な情報や社会参加へのサポートが得られるよう、認知症地域支援推進員とともに取り組んでいきます。	(3) 認知症地域支援推進員の配置を『認知症啓発』から変更し追加
		4 多職種が連携できるICTプラットフォームの構築	ICTプラットフォームの構築	高齢者の在宅療養生活を支えるために、高齢者の状態の変化に応じて、医療や介護関係者間で速やかに連携し、対応することが重要です。そのためには、多職種連携を醸成するICTの活用が有用とされていることから、ICTプラットフォームの整備を進めていきます。	○令和4年度 ICTプラットフォーム「長野市在宅医療・介護連携システム」運用開始	○令和4年度に電話、FAXに加え、新たな情報共有の手段として、ICTを活用した「長野市在宅医療・介護連携システム」の運用を開始しました。 ○システム利用者からは、「情報共有にかかる業務の効率化を図ることができ、有効である」との声が届いています。	○システム利用者の拡大に向けた取り組みが求められています。 ○医療・介護関係者を対象とした報告会を開催し、連携に有効であることについての理解を深め、利用者の拡大に努めます。	次期計画において、 ○タイトル変更 ICTを活用した多職種間の連携強化 ○事業名変更 在宅医療・介護連携システムの運用理由 (令和4年度からシステム運用を開始したため)
		2 包括的・継続的ケア体制の構築	地域包括ケア推進課	主治医やケアマネジャー、関係機関との連携体制を構築します。併せて、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域のあらゆる社会資源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要な援助を切れ目なく受けられるように調整します。	【実績数値】シート 244-2	○長野市在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、多職種連携研修会を北部ブロック、南部ブロックで開催し、顔の見える関係をつくり、連携課題の解決に努めています。 ○令和3年度は、コロナ禍の感染予防対策に追われ、多職種連携研修会が開催されませんでした。令和4年度は、参加者数を限定して開催しています。	○多職種連携研修会を開催し、医療・介護関係者間の連携体制の強化を図ります。	
5	住みよいまちづくりの推進	1 建築物のバリアフリー化推進	建築指導課	高齢者や障害者を含む全ての人が円滑に利用できる、人にやさしい建築物の整備の促進を図ります。	高齢者、障害者等を含めた多くの人が利用する建築物については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、長野県福祉のまちづくり条例及び長野市福祉環境整備指導要綱に基づく整備基準を満たすように指導及び助言を行っています。また、公共のこれら建築物については、整備基準を満たすように努めています。 【実績数値】シート 251-1	○一定の規模及び用途の建築物については、バリアフリー整備が義務付けられていますが、努力義務となる建築物については、整備基準を満たさないものがあります。	○民間の建築物については、バリアフリー整備の促進のために指導及び助言を行います。公共の建築物については、高齢者や障害者を含む全ての人が、円滑に利用できるように、人にやさしい建築物の整備を促進します。	
		2 歩道段差解消事業	道路課	障害者や高齢者をはじめ、全ての人が通行しやすいように、市道交差点の歩道巻込み部や横断歩道に接続する歩道の段差解消を進めます。	【実績数値】シート 251-2	既存市道の歩道の段差解消については、長野駅周辺の中心市街地での整備が概ね完了したため、郊外の住宅地やその他の地域において、歩道の連続性及び通行量などを考慮して整備を進めています。	○「長野市歩車道段差解消要綱」(平成14年4月1日施行)に基づき、歩車道段差解消を推進します。 ○新たに造る市道の歩道巻込み部などについては段差のない構造とし、また、既設の歩道についても計画的に順次改修し、段差解消を推進します。	
		3 高齢者に配慮したまちづくり	駅周辺整備課					事業終了により削除
		4 公共交通機関の整備	交通政策課	地域や市民のニーズに応じ、高齢者を含む交通弱者の移動手段の確保を図るとともに、公共交通を安心かつ便利に利用できる環境整備を促進します。	○市バス、廃止代替バスを運行しています。 ○地域循環バスや乗合タクシーを導入し、交通空白地域の解消を図っています。 ○交通事業者が行う施設・設備の改修等に要する経費に補助を行い、バリアフリー化を進めています。	○人口減少や感染症の影響により公共交通の利用者が低迷する一方、公共交通以外の移動手段を持たない高齢者が存在するなど、公共交通を持続可能な形で確保・維持していくことが重要となっています。 ○バリアフリー化を実施するに当たっては、交通事業者にも多額の費用負担が必要となることから、施設・設備の改修等が円滑に進みにくい面もあります。	○令和4年度からの5か年計画である「長野市地域公共交通計画」に基づき、関係団体と連携を図りながら計画的に事業を実施し、バリアフリー化を含めた公共交通の利用環境の整備を進めていきます。	
		2 安全・安心のゆとりある住生活の確保	1 福祉住宅建設資金融資事業	住宅課	高齢者(60歳以上)又は身体障害者等の住居環境の向上と、好ましい家族関係の維持と福祉の増進を図ることを目的に、高齢者等又は同居している親族が、高齢者等に必要新たな新築又は増改築、修繕、模様替えの工事(専用居宅、玄関、台所、浴室、トイレ、洗面所等)を行う場合に融資を行います。 (注) 所得制限があります。	○昭和56年の「福祉住宅建設資金融資制度」創設以来、令和5(2023)年3月末現在で139件、1億8,833万円の融資を行いました。この間住宅の質は改善され、高齢者を考慮したバリアフリー化も進んでいます。	平成22年から申込みのない状況が続いていたことから、令和5年度から融資制度を一定期間休止し、社会経済の動向を確認した上で廃止していく方向	
		2 市営住宅等高齢者対策事業	住宅課	市営住宅等の建設、建替、改善の場合には、エレベーターや手すりの設置、住戸内の段差の解消など高齢者等に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。	【実績数値】シート 252-2	○高齢者が入居している市営住宅等の更新又はバリアフリー化により、住環境が改善されますが、家賃が高くなったり入居者の理解を得ることが難しいなどの課題があります。	○誰もが安心して生活できる住まいを確保できるよう市営住宅等の供給を推進するとともに、シルバーハウジングの供給や既存ストックのバリアフリー化を進め、安全・安心な生活空間の確保を図ります。	

現行計画の施策別実施状況等について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標	備考
3	生活環境の安全対策の推進	3 住宅情報提供事業	住宅課	住宅の地震対策や住宅保証制度、悪質な住宅商法への備えなど、高齢者等が住宅改修等をする場合の専門的な相談や知識等の情報提供を促進します。	○平成18年度から、毎週月曜日（祝日・年末年始を除く。）、もんぜんぷら座において相談業務を開始しました。平成28年度からは、窓口を住宅課に移し、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）に相談業務を行っています。 【実績数値】シート 252-3	受付件数が増加傾向にあり、特にリフォームの補助金に関する問い合わせが増加しています。	住宅相談について、掲載されているホームページ等の内容を更新し、多くの市民にご利用いただけるよう努めます。	
		4 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録による住宅の安定確保	住宅課	新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。	○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正（平成29年4月26日）により新たに創設された制度です。 【実績数値】シート 252-4	これまでに、3,140戸の賃貸住宅について登録がありました。	本制度の普及を促進すべく様々な広報活動をし、新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を増やし、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。	
		5 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業	地域包括ケア推進課	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行います。	【実績数値】シート 252-5	○引き続き実施が求められていますが、入居戸数が限定されるため、事業の効果や公平性について指摘されています。 ○長期間の入居に伴い、自立度が低下していく利用者に対し、生活援助員の支援内容では、対応できなくなる懸念があります。	○住宅マスタープランとの整合を保ちながら、居住者の生活の維持に必要なサービスを実施します。 ○必要なサービスを利用し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援をします。	
		6 要介護被保険者等住宅整備事業	介護保険課	介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行うことができることを目的として、住宅整備に要する費用を助成します。介護保険サービスである住宅改修費の支給を優先させ、その給付限度額を超える改修経費を対象とします。住宅改修に要する経費の9割が補助され、交付額は63万円が上限となっています。（注）市町村民税が非課税の世帯であること等の条件があります。	【実績数値】シート 252-6	○要介護被保険者等の自立支援となるよう、制度の周知及び予算の確保に努める必要があります。	○介護予防及び介護負担軽減につながっていることから、引き続き適正な事業実施を図ります。	
		1 高齢者交通安全教育・事故防止対策事業	地域活動支援課	高齢化社会の進行にあわせ、増加傾向にある高齢者が関与する交通事故や高齢運転者による交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者の交通行動に及ぼす影響について啓発し、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させるための交通安全教育を、家庭や地域、関係機関、団体などと連携しながら実施します。	○各地で開催される高齢者が集まる集会やサロンへ長野市交通安全教育講師を派遣し、交通安全意識の高揚や正しい交通マナーの実践を図っています。 ○長野市老人クラブ連合会と連携し、連合会が開催する研修会やイベント開催時において、交通安全教育事業を実施しています。 ○夜光反射材等の交通安全用品の普及及び活用促進のための啓発活動を実施しています。 【実績数値】シート 253-1	○交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者（老人クラブ未加入者や単独居住者）に如何に交通安全教育の場へ参加してもらうかが課題となっています。 ○高齢者に伴う身体機能の変化が運転行動や交通行動に影響することを如何に自覚してもらうかが課題となっています。	○住民自治協議会や老人クラブ等の団体との連携を高め、高齢者が気軽に参加できる交通安全教育の場を提供します。 ○警察をはじめとした関係機関と連携し、交通安全教育機器を活用した参加、体験、実践型の安全教育活動を推進します。 ○安全運転サポート車の利用や、運転に不安を感じた場合の免許返納制度を周知していきます。 ○自転車ヘルメット着用の努力義務化について周知し、ヘルメットの着用を促進していきます。 ○高齢者に思いやりを持った運転気運を高めるための啓発活動を行っていきます。	
		2 避難行動要支援者名簿の提供	福祉政策課・危機管理防災課	地域の中で、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者への避難支援ができるように、避難行動要支援者の名簿情報を本人からの同意を得た上で、平常時から地域の避難支援等関係者（自主防災組織、民生委員等）へ提供します。	【実績数値】シート 253-2	○名簿は、前年度の夏から秋にかけて民生委員が調査を行い、翌年度の春に名簿を作成し、夏に避難支援等関係者へ提供します。 ○災害発生時に地域での避難支援が機能するためには、平常時から地域の中で顔の見える関係づくりを行い、支援のあり方を話し合うことが必要のため、名簿を自主防災組織で活用することが必要です。	○要介護度が高い方や重度の障害者等で災害リスクが高いところにお住まいの方については、避難支援を行う方、避難先及び避難方法等を記載した個別避難計画を作成しています。	
3 高齢者福祉サービス台帳の整備	地域包括ケア推進課	高齢者の福祉の充実や見守りに関して必要な情報を把握するため、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に実施しています。高齢者福祉サービスに活用するほか、孤立防止・見守りネットワーク事業の緊急連絡に活用します。	【実績数値】シート 253-3	○台帳により対象者を確認していたサービスの廃止や、他の方法による確認が可能になったことにより、高齢者福祉サービス台帳は廃止します。 ○緊急連絡先の登録は避難行動要支援者台帳に統合しました。	高齢者福祉サービス台帳を整備する必要性が失われてきたことにより廃止			
4 避難行動要支援者対策事業	消防局予防課	避難行動要支援者のうち、特に高齢者等で火災発生時の危険回避が困難な方と家族に対して、逃げ遅れ等による被害軽減のため、住宅における効果的な防火対策を推進します。	○避難行動要支援者に対する住宅防火広報を市広報紙やホームページなどを利用して幅広く展開するとともに、訪問指導の要請がある場合、直接訪問し高齢者宅等の火災予防と被害の軽減に取り組んでいます。	○全国的に住宅火災での死者は横ばいですが、高齢者の死者の割合は高く約75%を占め、年齢が高くなるに従って増加しています。 ○避難行動要支援者は、出火及び災害時には避難行動が遅れる恐れがあることから、逃げ遅れ等による被害を軽減する必要があります。 ○避難行動要支援者や家族が防火対策を自ら行えるよう、必要な情報の提供など推進する必要があります。	○避難行動要支援者や家族に対して、自らできる住宅防火対策としての「住宅防火のちを守る10のポイント」、及び住宅用火災警報器の設置・維持管理について、市広報紙やホームページなどを利用して広報展開していきます。 ○訪問指導の要請がある場合、訪問により火災予防に関する助言等を行い、高齢者宅等の火災予防と被害の軽減を図ります。			
5 福祉避難所	福祉政策課	災害時に一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保し開設します。	○現在は、一般の避難所での生活が困難な高齢者等が二次的に避難する避難所として開設されますが、受け入れる方を特定して一時的に避難することができる福祉避難所の確保が求められています。 ○福祉避難所には、介護や医療等の専門スタッフの確保や必要な福祉用具等の備蓄が必要です。	○現在、一般の避難所での生活が困難な高齢者等が二次的に避難する避難所として開設されますが、受け入れる方を特定して一時的に避難することができる福祉避難所の確保が求められています。 ○福祉避難所には、介護や医療等の専門スタッフの確保や必要な福祉用具等の備蓄が必要です。	○避難行動要支援者の個別避難計画の作成と並行して、一時的に避難できる福祉避難所を検討します。 ○一般の避難所での備蓄品の調達と並行して、福祉避難所での備蓄を進めます。			
3 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進	1 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進	1 介護人材の確保と育成	1 サービス提供を担う人材の確保	高齢者活躍支援課	介護サービス事業所における従業者の定着率向上のため、職場環境改善につながるセミナーを開催しています。また、県等が行っている人材確保事業について、介護保険プレッシュ情報などを通じて介護サービス事業者へ周知しています。 【実績数値】シート 311-1	○今後も、高齢者人口の増加が見込まれることに伴い、介護ニーズも増加することから、必要とされる介護人材数も増加が見込まれます。 ○介護サービス事業所調査結果によると、「人材が充足していない」と回答した事業所が7割を超えており、充足していない理由は「採用が困難」との回答が84%と最も高くなっています。採用が困難である原因は、「介護の仕事を目指す人が少ない」が最も多く、次いで「賃金が低い」「身体的・精神的な負担が大きい」「他の施設・事業所との人材獲得競争が激しい」「介護以外の他職種が選ばれている」が挙げられています。	○介護職員の賃金改善を図るため、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ加算の一層の活用を促進するとともに、事業所におけるキャリアパス制度の導入を支援します。 ○県等と連携しながら、介護ロボット・ICTの活用を促進するとともに、行政に提出する文書作成の負担を軽減するための「電子申請・届出システム」を導入し、介護職員の負担軽減を図ります。 ○事業所における職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業者の定着率向上を図ります。 ○介護福祉士等の養成機関と情報交換を図り、介護の魅力や伝える取組を行うと共に、介護従事者（外国人介護従事者を含む）が働きやすい環境の整備を進め、介護人材の確保につなげます。	
		2 サービス提供を担う人材の育成	高齢者活躍支援課	介護サービス需要の増加、多様化する介護ニーズに対応し、質の高いサービス提供を確保するため、介護人材の育成を図ります。	○利用者が安心して質の高いサービスの提供を受けるためには、介護事業者が採用した人材を育成し、職員が定着しやすい職場環境を整える必要があります。	○経営者・管理者等の意識改革につながるセミナーを開催し、介護人材の育成・資質向上、職場環境の改善を図ります。 ○介護現場で働く職員が抱える悩みの解消につながるセミナー等を開催し、介護職員のスキルアップを図ります。 ○事業所における処遇改善に対する各種加算の取得を促し、職員の定着率向上、キャリアパス制度導入による人材育成の環境整備促進を図ります。		
3 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進	2 サービスの円滑な提供	1 市民への情報提供	介護保険課	市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要なときに必要な介護サービスが利用できるように制度を周知します。	○「広報ながの」への特集記事の掲載、「FMせんこうじ」の放送を実施しています。 ○高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、要支援・要介護認定者及び認定申請者に配布しています。 ○市ホームページに各種情報を掲載しています。 ○地域等で開催される「元気なまちづくり市政出前講座」に講師を派遣しています。 ○認定情報などは、長野市個人情報保護に関する法律施行条例及び長野市介護保険個人情報保護要綱に基づいて、認定者又は家族に提供しています。 ○介護サービス事業所一覧表を窓口に設置しています。	○介護保険制度の周知については、今後も継続して行っていく必要があります。特に制度改正や社会情勢に応じた新たな情報等は、迅速かつ正確な内容を周知していくことが重要となります。	○パンフレットや広報ながの、ホームページ等の各種媒体は市民に分かりやすいものとなるよう内容の充実を図っていきます。 ○認定情報の提供については、法令に基づき個人情報保護を遵守しつつ、適正なサービスの受給につながるよう提供します。	

現行計画の施策別実施状況等について

章	節	事業名	担当課	施策の目的・内容	これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標	備考	
		2 介護保険事業者への情報提供	介護保険課	市が保有する情報で、介護サービス計画(ケアプラン)の作成や新たな介護サービス事業の展開を検討する上で必要な情報を提供します。	○高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、相談時の資料として居宅介護支援事業者等に配布しています。 ○介護保険の最新情報や実施状況を記載した「介護保険フレッシュ情報」を各事業者あてに電子メールで発信するとともに、ホームページに掲載しています。 【実績数値】シート 312-2	○介護保険制度の周知は進んでいますが、今後予定されている制度改正後の内容や、手続きについて更に周知を行う必要があります。	○引き続き、「介護保険フレッシュ情報」などにより、最新の情報を迅速に提供できるよう努めます。		
		3 公正で迅速な要支援・要介護認定	介護保険課	要支援・要介護認定は、介護サービスの公平な提供のため、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を判定します。認定調査と主治医意見書による一次判定、介護認定審査会での二次判定に基づき、市が要支援・要介護度の認定を行います。	○認定調査 全国共通の基準に基づき、全国共通の調査票により、公正な調査を実施するとともに、業務改善とICT導入により認定までの日数短縮に取り組んでいます。調査の一部は、居宅介護支援事業者に委託し、早期調査の実施に努めています。 ○主治医意見書の作成依頼・回収 申請者の主治医に医学的見地から介護に関する意見書の作成を依頼し、回収します。意見書の提出が遅延する場合は催促をしています。 ○介護認定審査会への提出 介護認定審査会では、認定調査結果と主治医意見書による一次判定結果を基に保健・医療・福祉の専門家が二次判定を行います。審査会へ提出する認定調査票及び主治医意見書の記載内容、整合性等を全件点検することにより、公正な審査・判定につなげます。この審査会は、長野広域連合に共同設置しており、隣接9市町村の審査会業務を専門的かつ効率的に行っています。	○要介護認定の申請から30日以内に認定を行う規定に対し、申請から認定までの平均日数が令和4年度上半期44.8日を要しており、全国平均の38.3日を大幅に上回っている状況となっています。今後、高齢者の増加に伴い申請者数の増加が見込まれ、それに対応できる認定調査体制を整える必要があります。 ○主治医意見書の依頼から入手までの期間が、全国平均を大幅に上回っている状況もあり長期化の要因の一つとなっています。 ○厚生労働省は、更新認定の有効期間の上限を36か月から48か月に延長する見直しや、介護認定審査会の審査を簡素化できるよう制度改正しており、一層の要介護認定の簡素化が求められています。	○調査委託の拡充など認定調査体制を見直し、迅速かつ適正な認定調査の実施及び持続可能な認定調査体制づくりに努めます。要介護認定の一層の簡素化に向け、更なる認定事務の見直しと認定有効期間の延長を実施するとともに、区分変更申請の仕組みをしっかりと情報提供するなど被保険者の不利益が生じないよう取り組みます。 ○主治医意見書の円滑な入手方法についても、他市町村の状況を調査、研究するとともに、医療機関等との連携を図り、認定までの期間短縮を図ります。 ○長野広域連合と調査要了点検方法や介護認定審査会の簡素化導入等に向けた十分な調整を行い、より円滑に審査が進むよう連携を強化します。		
		4 介護保険料の減免	介護保険課	第1号被保険者が災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる等の場合には、経済的負担の軽減を図るため、条例等に基づき介護保険料の減免又は徴収の一時猶予を行います。	○災害等特別な場合の減免及び徴収猶予については、基準を定めて運用しています。 ○著しく生活に困窮している人等に対して市独自の減免基準を設けています。 【実績数値】シート 312-4	○減免による保険料の減収については、第1号被保険者の保険料で補てんするため、個々の申請に基づき、その減免事由が減免基準に該当するか適正に判断していく必要があります。	○減免基準の運用には、公平性を確保しつつ、個々の特別な事情に配慮しながら、適正に実施していきます。 ○大規模な災害が発生した時などは、該当する人に漏れないよう周知します。また、納付相談の際に減免事由を確認できた場合には、減免手続きについて案内を行います。		
		5 介護サービス利用料の軽減及び減免	介護保険課	低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じることに伴い、必要な介護サービスの利用を控えることがないよう、所得区分等により自己負担額を軽減します。	○所得区分に応じて自己負担額に一定の上限を設け、それを超えた分は高額介護(予防)サービス費として支給しています。また、支給までの間の生活援助を目的として、高額介護サービス費の貸付制度があります。 ○介護保険施設及びショートステイ利用者の居住費(滞在費)・食費について、負担限度額を設け補給給付を行っています。 ○災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる場合には、自己負担を減額又は免除しています。 ○介護保険を円滑に実施するための国の特別対策事業に位置づけられている次の事業を行っています。 ①障害者総合支援法におけるホームヘルプサービスの利用において、「境界層該当」として負担額が0円となっている人が、介護保険の対象者となった場合、利用者負担を0%とします。 ②社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。 ③特別地域加算が行われる地域に所在する指定訪問介護(予防)事業所等が利用者負担を減額した場合に、その減額した金額に対し一定の範囲内で助成を行います。 【実績数値】シート 312-5	○長野市介護保険利用者負担軽減事業を実施し、特に生活困難者と認められる人が、介護サービスを利用した場合に、自己負担額の上限を3,000円とし、高額介護サービス費の限度額との差額を支援金として支給しています。(支給までの間の生活援助を目的として、支援金貸付も行っていきます。) ○長野市介護保険フレッシュ情報を通知し、事業所に制度周知を行い、利用促進を図っています。申請件数は増加傾向ですが、認定者数は横ばいの状況です。	○介護サービス利用料の軽減については、事業を必要とする方へケアマネジャー等を通じ、制度を周知し、利用の促進を図ります。		
		3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進	1 サービス事業者への助言・指導・監査	高齢者活躍支援課・介護保険課・福祉政策課	必要な時に必要な介護サービスを利用するためには、サービス量の確保が必要ですが、併せて、サービスの質の向上も重要です。介護サービスの提供状況を確認するとともに、介護サービス利用者の実態把握のための調査など様々な機会を捉えて利用者の声を聴き、事業者に対して指導・助言を行い、利用者の満足度の向上を図ります。また、実地指導や監査等を通じて、介護サービスの質の向上及び適正なサービスの提供を図ります。	○介護サービス利用者の実態把握のための調査 介護サービスに関して利用者の意識や要望を把握し、事業計画の策定やサービスの質の向上に生かすため、実態調査を実施しています。 ○介護あんしん相談員の派遣 介護保険施設等からの依頼により、介護あんしん相談員(公募により、市長が登録)を施設へ派遣しています。サービス利用者や家族から疑問や不満などの声を直接聴き、施設へ橋渡しすることにより、サービス内容の改善や質の向上を図っています。 ○介護サービス事業者への指導・監査 市内の全事業所を対象とした集団指導を毎年実施しています。また、定期的に事業所へ個別訪問し「高齢者虐待防止」や「身体拘束廃止」のための運営指導及び不適切な報酬請求防止のための報酬請求指導等を実施しています。更に、通報や相談等から指定基準違反が疑われる場合は、随時で監査を実施しています。 【実績数値】シート 313-1	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月から介護あんしん相談員の活動を休止しています。 また、介護あんしん相談員が不足し、訪問希望の施設への派遣が困難な状況となっているため、増員を図るとともに、研修会に介護あんしん相談員を派遣し、対応力の上向上に努めます。	○介護あんしん相談員の訪問活動再開に向け、介護保険施設等の意向を確認し、早期の活動再開を目指します。また、新型コロナウイルス感染拡大防止による、活動休止期間が長引いたため、介護あんしん相談員を研修会に派遣し、対応力の向上を図るとともに、訪問活動に必要な人材確保に努めます。 ○介護施設等への実地指導、介護あんしん相談員の派遣事業及び利用者の家族や施設の従業者等からの相談・通報をもとに、虐待等の早期発見・対応を図ります。	別途、高齢者等実態調査の中で在宅要介護者に対する調査を実施しており、介護サービス利用者の実態調査は実施していないため削除
		2 介護サービス等適正化	介護保険課	介護サービスを必要とする方が、真に必要なサービスを過不足なく利用できるよう、適正化主要3事業の実施や給付実績を活用し、事業者に適切なサービスの提供を促します。その結果として給付費が効果的に給付されることにより介護保険制度の信頼を高め、制度を持続可能なものとしていきます。 ※ 適正化主要3事業とは、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、の3つを指します。	国が優先的に実施するよう求めている適正化主要3事業を実施しています。 【実績数値】シート 313-2	○ケアプランの点検は、令和元年東日本台風災害や新型コロナウイルス対策の影響や、担当する専門職の確保が困難な状況であるため、一定数の実施ができていない状況です。	○県の適正化事業計画との整合を図るとともに、指導・監査事務との情報共有により、効果的な事業の実施に努めます。 ○ケアプランの点検は、国保連の帳票を活用した点検に重点化し、県のケアプラン点検推進事業を活用することにより、年間20事業所を目標に一定量実施します。 ○効果が見込まれる帳票に重点化した医療情報との突合・縦覧点検を実施し、国保連への委託を活用しながら確認件数の拡大を図ります。 ○適正化主要3事業以外にも、給付請求が不適切な可能性のある事業所を抽出し、確認の上、必要に応じて過誤調整や指導を実施します。		
		4 市民・利用者からの意見への対応	1 各種相談・意見への対応	介護保険課	要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるよう的確な対応に努めます。				3-1-4 市民・利用者からの意見への対応を削除し、3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進に移動
		2 災害や感染症対策に係る体制整備	1 災害への対策	高齢者活躍支援課・危機管理防災課	○介護事業所等に避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄・調達状況の確認の必要性を、集団指導等の機会に働きかけます。 ○介護事業所等で策定している災害時の避難確保計画等と計画に基づく避難訓練の実施を定期的に確認します。 ○介護事業所等が災害の種別に応じ実施する避難訓練に対し、事前の検討や訓練に立ち会う等、連携しながら実施します。	○集団指導等において避難訓練の実施を周知しています。	○災害リスクへの備え、避難訓練の実施について、引き続き周知を行います。 ○新型コロナウイルスの影響で、介護事業所等が行う避難訓練に対し、連携が不足しています。 ○介護事業所等は、業務継続計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。	○災害リスクへの備え、避難訓練の実施について、引き続き周知を行います。 ○介護事業所等が行う避難訓練等に立ち合い、連携を深めます。 ○介護事業所等の業務継続計画の策定状況、研修・訓練の実施状況及び物資の備えを定期的に確認し、災害発生時においてのサービス提供の継続を図ります。	

現行計画の施策別実施状況等について

章	節	2 感染症への対策	事業名	担当課	施策の目的・内容	これまでの実施状況	現状と課題	今後の方針・目標	備考
			1 感染症への対策	高齢者活躍支援課・健康課	介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続するためには欠かせないものであり、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症が発生した場合も感染防止対策を図りながら、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが求められています。 各介護サービス事業所等においては、感染症対策を講じながら必要なサービスを提供するための体制整備が必要です。	○介護事業所等に対して、業務継続計画作成に関する周知や研修を実施しています。 ○事業所からの感染状況の報告により、感染拡大防止のための支援をしています。	○介護事業所等は、感染の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施が義務付けられています。 ○大規模な感染症が発生した場合に備え、国、県と連携し備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。 ○保健所等と連携し、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう研修を実施します。 ○介護事業所等に従事する職員への感染症に対する差別、偏見の防止に努めます。		
4 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備	1 介護保険サービス基盤の整備	在宅サービス基盤		高齢者活躍支援課	在宅で生活する要介護者に対して、その人の状態に応じて必要なサービスを提供します。 在宅サービスには、事業者が要介護者の自宅等へ訪問する訪問系サービスや要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。また、サービスの内容には、訪問介護による身体介助や生活援助、通所介護（デイサービス）や短期入所生活介護（ショートステイ）による入浴・食事・機能訓練、医師の指示により行う訪問看護やリハビリテーションのほか、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護などがあり、要介護者の状態に応じて必要なサービスを個別あるいは組み合わせて提供します。	【実績数値】 シート 411	評価・確認中	検討中	
		施設・居住系サービス基盤		高齢者活躍支援課	在宅での生活が困難な高齢者に対して、施設へ入所・入居していただき必要なサービスを提供します。 サービスには、主に食事・排泄・入浴などのサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等がサービス提供する特定施設入居者生活介護、認知症の方から～9人のグループで共同生活を送りながらサービスを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のほか、医学管理下における介護やリハビリ、療養上の管理や看護などのサービスを提供する介護老人保健施設、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」に加え、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護医療院があります。	【実績数値】 シート 412	評価・確認中	検討中	
		1 地域密着サービス基盤		高齢者活躍支援課	地域密着型サービスは、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、市内に居住する要介護者を対象にサービスを提供します。 地域密着型サービスを提供する事業所や施設は、日常生活圏域がサービス提供の拠点であることから、他のサービス基盤に比べて小規模で利用定員も少なく、利用者の介護ニーズにきめ細かく対応することができます。 地域密着型サービスには、必要に応じて自宅を訪問する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、利用定員が18人以下の小規模な通所介護、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、施設などで生活をしながらサービスを受ける地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）や介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等がサービス提供する地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、などがあります。		評価・確認中	検討中	
	2 介護保険サービス基盤以外の整備	1 介護保険以外の高齢者福祉施設等の整備	1 有料老人ホーム	高齢者活躍支援課	高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活に必要なサービスを提供することを目的とする居住施設です。民間事業者が設置し、利用料は全額自己負担です。 「住み替え」のニーズに対応できる施設で、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで手厚い介護が必要になった入居者に介護保険施設並みの介護サービスが提供可能です。	【実績数値】 シート 421-1	評価・確認中	検討中	
		2 サービス付き高齢者向け住宅	住宅課・高齢者活躍支援課	安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。登録基準を満たした場合に、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。高齢者自らのニーズに合った住まいを選択しやすくなります。	【実績数値】 シート 421-2	評価・確認中	検討中		
		3 高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設	高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課	ひとり暮らしの高齢者等で、家族の援助を受けることが困難で、かつ独立して生活することが困難な人が低額の料金で利用できます。利用者に対し住居の提供と、各種相談・助言及び緊急時の対応を行います。（高齢者共同生活支援施設は食事の提供もあり）	【実績数値】 シート 421-3	○災害の危険のある場所に立地している施設があります。 ○高齢者共同生活支援施設については、冬季の需要は大きいものの、夏季の利用が少ない傾向があります。	○施設の適切な維持修繕を進めるとともに、公共施設マネジメント指針及び個別施設計画に基づき施設を管理運営していきます。 ○夏季における施設の有効な活用方法について研究します。		
		4 軽費老人ホーム（ケアハウス）	高齢者活躍支援課	60歳以上で、家庭環境・住宅事情等により居宅で生活することが困難な人が利用できます。 また、食事の提供など日常生活に必要なサービスを提供します。 介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで入居者に介護保険施設並みの手厚い介護サービスを提供することが可能になります。	【実績数値】 シート 421-4	評価・確認中	検討中		
		5 養護老人ホーム	高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課	環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置（行政権限）により養護し、生活の場を提供する施設です。	【実績数値】 シート 421-5	○虐待や認知症、精神疾患等の理由による措置が増加しています。 ○身寄りがいない高齢者が養護老人ホームの入所要件を満たさなくなった場合の行き先を確保する必要があります。	○高齢者の置かれている環境や自立度に応じて措置の必要性を検討するとともに、民生児童委員、地域包括支援センターと連携して自立した生活が困難となった高齢者を把握し、迅速かつ適切な入所に繋げます。 ○経済的な理由が解消された高齢者や、身体状態等が改善又は悪化して養護老人ホームの入所要件を満たさないと判断される場合は、高齢者の状態に見合った生活の場が提供されるよう支援します。		